

宝塚市（平成 28 年 10 月 1 日から）

対象建築物	主な構造	指定する特定工程及び特定工程後の工程			
		基礎に関する工程		建方工事に関する工程	
		特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
新築、増築又は改築に係る部分が、次に掲げる構造、用途又は規模のものとする。 (1) 地階を除く階数が 3 以上の建築物で、3 階部分の主要構造部を木造としたもの (2) 一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅（居室を有しない附属建築物を除く。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が 50 m <sup>2</sup> を超えるもの (3) (2) に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> を超え、かつ、3 以上の階数を有するもの（地階を除く階数が 2 以上であるものに限る。）	木造	階数が 3 以上である建築物の基礎（基礎ぐいを除く。以下この表において同じ。）の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打設する工事	柱、はり及び筋かいの建て方工事（枠組壁工法にあっては耐力壁の設置工事）	壁の外装工事又は内装工事
	鉄骨造	階数が 3 以上である建築物の基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打設する工事	1 階の鉄骨の建て方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事
	鉄筋コンクリート造	階数が 3 以上である建築物の基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打設する工事	2 階のはり及び床（平屋にあっては屋根床版）の配筋工事。ただし、当該工事を現場でおこなわないものは、2 階の床版又は屋根床版の取付け工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打設する工事
	鉄骨鉄筋コンクリート造	階数が 3 以上である建築物の基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打設する工事	1 階の鉄骨の建て方工事	柱又ははりの配筋工事
	(1) 項から(4) 項までに掲げる構造以外のもの	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打設する工事	—	—

備考 この表の主な構造欄に掲げる複数の異なる構造を併用する建築物で、特定工程が 2 以上の工程を含むものにあつては、(1) 項の工程が含まれるものは(1) 項の工程を、それ以外のものはいずれか早期に終了する工程を特定工程とする。また、複数の工区に分けて施工する場合で、特定工程のいずれかの工程を 2 以上に分けて施工するものは、いずれか早期に終了する工程を特定工程とする。

適用除外・建築基準法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する工程を含むもの

- ・建築基準法第 68 条の 20 第 1 項に規定する認証型式部材等を有するもの
- ・住宅の品質確保の促進に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の規定による「建設された住宅に係る住宅性能評価書」の交付を受けるもの

宝塚市（平成 23 年 10 月 1 日から）

対象建築物	構造	特定工程	特定工程後の工程
新築、増築又は改築に係る部分が、次に掲げる構造、用途又は規模のものとする。	(1) 木造	柱、はり及び筋かいの建て方工事（枠組壁工法にあつては、耐力壁の設置工事）	壁の外装工事は又は内装工事
(1) 地階を除く階数が 3 以上の建築物で、3 階部分の主要構造部を木造としたもの	(2) 鉄骨造	1 階の鉄骨の建て方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事
(2) 一戸建ての住宅、兼用住宅又は長屋（居室を有しない附属建築物を除く）	(3) 鉄筋コンクリート造	2 階のはり及び床（平屋にあつては、屋根床版）の配筋工事。ただし、当該工事を現場でおこなわないものは、2 階の床版又は屋根床版の取付け工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打設する工事
(3) 共同住宅で、床面積の合計が 50 m <sup>2</sup> を超えるもの	(4) 鉄骨鉄筋コンクリート造	1 階の鉄骨の建て方工事	柱又ははりの配筋工事
(4) 法別表第 1 (い) 欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> を超え、かつ、3 以上の階を有するもの（地階を除く階数が 2 以上であるものに限る。）	(5) (1) から (4) に掲げる構造以外のもの	基礎の配筋工事	基礎のコンクリートを打設する工事

**備考** この表の主な構造欄に掲げる複数の異なる構造を併用する建築物で、特定工程が 2 以上の工程を含むものにあつては、(1) 項の工程が含まれるものは(1) 項の工程を、それ以外のものはいずれか早期に終了する工程を特定工程とする。また、複数の工区に分けて施工する場合で、特定工程のいずれかの工程を 2 以上に分けて施工するものは、いずれか早期に終了する工程を特定工程とする。

適用除外・建築基準法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する工程を含むもの

- ・建築基準法第 68 条の 20 第 1 項に規定する認証型式部材等を有するもの
- ・住宅の品質確保の促進に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の規定による建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受けるもの